



## お知らせ

記者発表資料  
配 布 日

平成23年9月7日

資料提供先：米子市政記者クラブ

### 日野川流砂系の総合的な土砂管理に関する連絡協議会の開催について

国土交通省日野川河川事務所では、国土形成計画（平成20年7月）に基づき、崩壊が進行する大山山系から、海岸の侵食が進行している皆生海岸まで一貫した、総合的な土砂管理等の取り組みを推進するため、流域の関係機関が一堂に集まつて土砂管理の情報共有や問題点を話し合うための連絡協議会（第1回目）を開催します。

記

○開催日時 平成23年9月9日（金） 14:00～15:00

・日野川水系及び皆生海岸総合土砂管理連絡協議会

○開催場所 国土交通省 日野川河川事務所 別館2階会議室

（米子市古豊町678）

#### <問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局

日野川河川事務所

0859-27-5484（代表）

#### 【担当】

副 所 長

かわもと  
川本  
かたよせ  
片寄

調査・品質確保課長

ようじろう  
洋次郎  
ひでき  
秀樹

（内線204）

（内線351）

## 日野川流砂系における総合的な土砂管理の連携方針の策定について

### 協議会設立の背景

- 日野川流域は、「鉄穴ながし」の終焉に伴う人為的な土砂供給量の減少や解体期に入った大山源頭部の崩壊の進行等に伴い、各領域において土砂に係わる課題が顕在化しています。
- こうした課題に対して、各領域で様々な取り組みが行われてきたところですが、流域の土砂生産域から供給域までを一貫して長期に及ぶ現象として捉え、関係者が連携して適切に対応する必要があります。
- 鳥取県では海岸侵食が進行しており、抜本的な対策が急がれる中、沿岸域での土砂移動の適正化に主眼を置き、全国に先駆けて、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」（平成 17 年 6 月）が策定され、各管理者が土砂管理において原則的に守らなければならない「土砂管理における遵守事項」が定められています。
- その後、「国土形成計画」（平成 20 年 7 月閣議決定）、「社会資本整備計画」（平成 21 年 3 月閣議決定）において、「関係機関との事業連携のための連携方針の策定など各事業間の連携を図りつつ、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に取り組む」重要性が示されています。
- このような情勢を踏まえて、より一層の連携強化を図るため、日野川水系及び皆生海岸を含む日野川流砂系における土砂の流れの改善に向けた方向性について、治山、砂防、ダム、河川、海岸、港湾、漁港の各管理者が共通認識を持ち、この流砂系が抱える問題点の解決に取り組んでいくため、連絡協議会を設立するものです。

# ○連絡協議会設立の趣旨



国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## 1) 背景

- 日野川流域は、大山山系から皆生海岸に至る全ての領域において、土砂に関するさまざまな問題が生じている。
- 土砂問題は、個別の領域の対策だけでは不十分な場合があり、流砂系全体の問題として解決を図る必要がある。
- したがって、各領域での対策の整合を図り、的確な対策を実施することによって、土砂の量と質（粒径）のバランスのとれた安全で自然豊かな流砂系の実現を目指すことが重要である。

## 2) 目的

- 流砂系における現状と課題を共有し、目指すべき姿、土砂の流れの改善に向けた対策等について、関係機関で合意形成を図る。



海岸侵食状況  
(平成10年9月台風5号)



大山源頭部の崩壊状況

